

第2回古平町議会臨時会 第1号

令和元年5月9日（木曜日）

○議事日程

- 1 仮議席の指定
- 2 選挙第 1号 議長の選挙について
- 3 議席の指定
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 選挙第 2号 副議長の選挙について
- 7 常任委員の選任について
- 8 議会運営委員の選任について
- 9 選挙第 3号 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
- 10 選挙第 4号 後志広域連合議会議員の選挙について
- 11 選挙第 5号 北後志衛生施設組合議会議員の選挙について
- 12 選挙第 6号 北後志消防組合議会議員の選挙について
- 13 選挙第 7号 後志教育センター組合議会議員の選挙について
- 14 同意第 1号 古平町監査委員の選任について
- 15 同意第 2号 古平町表彰審議委員会委員の選任について
- 16 議案第26号 平成31年度古平町火葬場建設工事請負契約の締結について

○追加議事日程

- 1 広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 2 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

○出席議員（10名）

議長10番	堀 清 君	1番	木 村 輔 宏 君
2番	逢 見 輝 続 君	3番	真 貝 政 昭 君
4番	寶 福 勝 哉 君	5番	梅 野 史 朗 君
6番	高 野 俊 和 君	7番	岩 間 修 身 君
8番	山 口 明 生 君	9番	工 藤 澄 男 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	貞	村	英	之	君
副	町	長	佐	藤	昌	紀	君
教	育	長	石	川	忠	博	君
総	務	長	松	尾	貴	光	君
町	民	長	五	十	嵐	美	君
保	健	長	和	泉	満	子	君
建	設	長	高	野	康	治	君
産	業	長	細	川	龍	善	君
教	育	長	本	間	正	昭	君
会	計	者	白	岩	克	豊	君
総	務	主	長	谷	秀	峰	君
財	政	主	人	川	完	至	君
		査		見			

○出席事務局職員

事	務	局	長	三	浦	史	洋	君
議	事	係	長	澤	口	達	真	君

開会 午前 9時52分

○議会事務局長（三浦史洋君） 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下12名の出席でございます。

さて、本臨時会は一般選挙後初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の木村輔宏議員をご紹介します。

木村議員、議長席へお願いします。

（臨時議長 木村輔宏着席）

○臨時議長（木村輔宏君） ただいま紹介されました木村でございます。毎年のことでございますけれども、年配がということでございますので、よろしくお引き回しのほどお願い申し上げます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、早速でございますけれども、さて、このたびの選挙においてお互いに当選の荣誉に浴し、議席を獲得いたしました。ここで恒例により簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

では、そちら2番のほうから順次自己紹介をお願い申し上げます。

（自己紹介）

○臨時議長（木村輔宏君） 議員の紹介が終わりましたので、ここで説明員の方にも自己紹介をお願いいたします。

町長のほうからよろしくお願い申し上げます。

（自己紹介）

○臨時議長（木村輔宏君） 紹介が終わりました。

◎開会の宣告

○臨時議長（木村輔宏君） ただいまより開議報告いたします。

では、ただいまの出席議員は10名で定数に達してございます。

よって、会議は成立いたします。

ただいまから令和元年第2回古平町議会臨時会を開催いたします。

◎開議の宣告

○臨時議長（木村輔宏君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎町長挨拶

○臨時議長（木村輔宏君） ただいま町長より挨拶の申し出がありましたので、暫時お聞き取りください。

○町長（貞村英之君） 皆様、おはようございます。令和元年第2回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、さきの統一選挙、地方選挙におかれましてはえあるご当選の栄に浴されましたことに対しまして心からお祝いとお喜びを申し上げます。

ことは、天皇陛下の交代、それから平成から令和へと元号も新たになった記念すべき年であり、日本国全体が心機一転、新しい気持ちで新たな時代の創造を期待しているさなか、今古平町としても時代の流れに沿って政策や施策を展開していくことが何よりも重要であると思っております。

皆様方は地方自治法の規定に基づきまして条例や予算など町行政に関する事項を審議していただくこととなりますが、皆様の任期である今後4年間はこれまで以上に課題が山積しているのではないかと考えております。4年前、まち・ひと・しごと創生法という法律に基づきまして策定された地方版総合戦略も今年度が最終年度となりますので、ことは効果検証を十分に行った上で令和2年に終了となる総合計画に結びつけ、今後の古平の方向づけをしていかなければならないという年でございます。その際、過去に行われた大型事業の起債返還というものも返済中なのも相まって、当町の財政事情はご承知のとおり大変厳しいものがありまして、今後は必要事業を取捨選択しながら計画を策定し、事業を進めることが求められております。地方自治を取り巻く環境が予断を許さない状況であることはこれまでと変わるものではありませんが、議員各位のご理解、ご協力なくして正常な行政運営はないものであると考えているところでございます。

きょうの臨時会は、初議会としてこれから4年間の町行政を審議していただくための議会構成を決めるための大切な議会であります。そんな中ではございますが、町側からは提出案件、工事請負契約に係る議会承認案件1件を提出しておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます、挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（木村輔宏君） では、日程第1、仮議席の指定を行います。

議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎日程第2 選挙第1号

○臨時議長（木村輔宏君） 次に、議長の選挙でございます。日程第2、選挙第1号 議長の選挙を行いたいと思います。

選挙は投票で行います。

議場の入り口を閉じてください。

（議場閉鎖）

○臨時議長（木村輔宏君） ただいまの出席議員数は10名でございます。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に山口議員及び寶福議員を指名いたします。

では次に、投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○臨時議長（木村輔宏君） 投票の配付が終わりました。

配付漏れありませんね。よろしいですね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（木村輔宏君） では、配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○臨時議長（木村輔宏君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、2番議員から順次投票願います。

(投票)

○臨時議長（木村輔宏君） 投票漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（木村輔宏君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

山口議員、寶福議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○臨時議長（木村輔宏君） 選挙の結果を報告いたします。

有効投票数10票です。

有効投票 9票

無効投票 1票

有効投票のうち

堀 清 君 6票

逢見輝続君 2票

真貝政昭君 1票

以上のとおりです。

したがって、堀君が議長に当選されました。おめでとうございます。(拍手)

では、議場の出入り口を開いてください。

(議場開鎖)

○臨時議長（木村輔宏君） ただいま議長に当選されました堀君が議長におられます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

当選人の発言を求めます。

○議長（堀 清君） ただいまの選挙で、本当に身の引き締まる思いとこれから大変だなという

形の中で考えております。だけれども、せっかくやっぱり議会のトップという形の中を就任できましたので、私は町民の声をこの議会の場で全員の議員がきちとした形の中で発言してもらい、行政とさまざまな協議をして、結果的には町民のためになる議会というものを考えています。そういう中で、大変ですけども、きちとした形の中でみんなで協議しながら行政の方向性だとかも決定したいし、そういうきちとした協議のできる議会づくりというものを考えていますので、そういう面で全員の方のご理解とご協力を切にお願いいたしまして、簡単措辞ではございますけれども、就任のご挨拶にかえたいと思います。

あと、長期間にわたって前任の逢見議長さんには本当にご苦勞をかけて現在まで来たのですけれども、そういう中で今度は私が頑張っていきますので、本当に長い間ご苦勞さまでした。

以上でございます。（拍手）

○臨時議長（木村輔宏君） では、新議長、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして終わります。

堀議長、議長席にお着き願ひます。

これで臨時議長の職務は終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時20分

（臨時議長 木村輔宏退席）

（議長 堀 清着席）

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 議席の指定

○議長（堀 清君） 日程第3、議席を指定します。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたしました。

議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

願ひします。

○議会事務局長（三浦史洋君） それでは、朗読いたします。

議席番号1番木村輔宏議員、2番逢見輝統議員、3番真貝政昭議員、4番寶福勝哉議員、5番梅野史朗議員、6番高野俊和議員、7番岩間修身議員、8番山口明生議員、9番工藤澄男議員、10番堀清議員、以上でございます。

◎日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（堀 清君） 日程第4、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、木村議員、逢見議員を指名いたします。

◎日程第5 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第5、会期の決定を議題にします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議ないと認めます。

したがって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

◎日程第6 選挙第2号

○議長（堀 清君） 日程第6、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入りを閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に山口議員及び寶福議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配付）

○議長（堀 清君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 配付漏れがないと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（堀 清君） 投票箱に異状がないことを認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番議員から順番に投票願ひます。

（投票）

○議長（堀 清君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 投票漏れがないと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

山口議員、寶福議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（堀 清君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票。

有効投票 9票

無効投票 1票

有効投票のうち

岩間修身君 6票

逢見輝続君 1票

真貝政昭君 1票

木村輔宏君 1票

したがって、岩間議員が副議長に当選されました。（拍手）

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（堀 清君） ただいま副議長に当選されました岩間議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

当選人……

（何事か言う者あり）

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時33分

○議長（堀 清君） 会議を再開いたします。

当選人の副議長であります岩間議員よりご挨拶お願いいたします。

○副議長（岩間修身君） ただいま皆様のご推挙により副議長に任命されました。堀議長の手となり足となり、一生懸命頑張ります。そして、今までと違った改革した議会にしようと考えておりますので、皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

◎日程第7 常任委員の選任について

○議長（堀 清君） それでは、日程第7、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、総務文教常任委員には岩間議員、木村議員、真貝議員、山口議員、逢見議員、工藤議員、高野議員を選任いたします。

次に、産業建設常任委員に岩間議員、逢見議員、工藤議員、寶福議員、梅野議員、木村議員、高野議員を選任いたします。

それと、広報編集常任委員には梅野議員、寶福議員、堀議員、山口議員を選任いたします。

以上のおり指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、常任委員はただいま指名したとおり選任することを決定いたしました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前11時02分

○議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長(堀 清君) 諸般の報告をいたします。

休憩中に各常任委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告します。

総務文教常任委員会委員長に山口明生議員、副委員長に逢見輝統議員、産業建設常任委員会委員長に高野俊和議員、副委員長に工藤澄男議員、広報編集常任委員会委員長に寶福勝哉議員、副委員長に梅野史朗議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時02分

○議長(堀 清君) それでは、会議を再開いたします。

◎日程第8 議会運営委員の選任について

○議長(堀 清君) 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、工藤議員、高野議員、山口議員、真貝議員、寶福議員の5名を指名いたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員はただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時10分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（堀 清君） 諸般の報告をいたします。

休憩中に議会運営委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告します。

議会運営委員長には工藤議員、副委員長には高野議員が決定されました。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 選挙第3号

○議長（堀 清君） 日程第9、選挙第3号 北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することを決定いたしました。

北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に岩間副議長と私堀清を指名します。

お諮りします。岩間議員と私堀清を北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員の当選人と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました岩間議員と私堀が北しりべし廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 15 分

再開 午前 11 時 16 分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 10 選挙第 4 号

○議長（堀 清君） 日程第10、選挙第 4 号 後志広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第 2 項の規定により指名推選したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

後志広域連合議会議員には私堀を指名いたします。

お諮りします。私堀を後志広域連合議会議員の当選人と認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名されました私堀が後志広域連合議会議員に当選いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 18 分

再開 午前 11 時 19 分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 11 選挙第 5 号

○議長（堀 清君） 日程第11、選挙第 5 号 北後志衛生施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第 2 項の規定により指名推選したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定します。

お諮りします。指名方法については、議長が指名することとしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

北後志衛生施設組合議会議員には私堀を指名します。

お諮りします。私堀を北後志衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました私堀が北後志衛生施設組合議会議員に当選いたしました。

◎日程第12 選挙第6号

○議長（堀 清君） 日程第12、選挙6号 北後志消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

北後志消防組合議会議員には私堀を指名します。

お諮りします。私堀を北後志消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した私堀が北後志消防組合議会議員に当選しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時24分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第13 選挙第7号

○議長（堀 清君） 日程第13、選挙第7号 後志教育研修センター組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名方法については、議長が指名することとしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

後志教育研修センター組合議会議員に岩間副議長を指名します。

お諮りします。岩間副議長を後志教育研修センター組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した岩間副議長が後志教育研修センター組合議会議員に当選されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時36分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第14 同意第1号

○議長（堀 清君） 日程第14、同意第1号 古平町監査委員の選任についてを議題とします。木村議員、除斥してください。

（1番 木村輔宏退席）

○議長（堀 清君） 本件について提案理由の説明を求めます。

○副町長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました同意第1号 古平町監査委員の選任について提案理由の説明をいたします。

議員のうちから選任される監査委員の任期は、地方自治法第197条の規定により議員の任期によるとされており、平成31年4月30日でその任期が満了となっておりますことから、地方自治法第196条第1項の規定により議会選出の新たな監査委員の選任同意を求めるものでございます。

それでは、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

同意第1号 古平町監査委員の選任について。

古平町監査委員（議会選任）として次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年5月9日提出、古平町長、貞村英之。

記としまして、選任すべき委員、住所、古平郡古平町大字本町33番地、氏名、木村輔宏、昭和16年9月25日生まれ。

参考としまして前任の監査委員の氏名等記載してございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時39分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑、討論を省略することとし、差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略いたします。

これから同意第1号 古平町監査委員の選任について採決します。

お諮りします。本件について、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号 古平町監査委員の選任については、これに同意することに決定しました。

（1番 木村輔宏着席）

◎日程第15 同意第2号

○議長（堀 清君） 日程第15、同意第2号 古平町表彰審議委員会委員の選任についてを議題とします。

対象の議員は除斥願います。

（3番 真貝政昭退席）

(5番 梅野史朗退席)

(7番 岩間修身退席)

(8番 山口明生退席)

(9番 工藤澄男退席)

○議長（堀 清君） 本件について提案理由の説明を求めます。

○副町長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました同意第2号 古平町表彰審議委員会委員の選任について提案理由の説明をいたします。

古平町表彰条例第6条第3項の規定で委員の任期は4年とされており、また同条第4項の規定で議員の中から選任される委員の任期は議員の任期中とされております。したがって、議員につきましては平成31年4月30日で、学識経験者にあつては令和元年5月7日をもってその任期が満了となっておりますことから、古平町表彰条例第6条第2項の規定により新たな委員の選任同意を求めるものでございます。

それでは、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

同意第2号 古平町表彰審議委員会委員の選任について。

古平町表彰審議委員会委員として次の者を選任したいので、古平町表彰条例第6条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年5月9日提出、古平町長、貞村英之。

記としまして、選任すべき委員、町議会議員から順に説明いたします。古平町大字本町41番地、岩間修身、昭和18年2月2日生まれ。同じく古平町大字浜町481番地、工藤澄男、昭和20年9月17日生まれ。同じく古平町大字港町字チョペタン62番地、真貝政昭、昭和27年2月25日生まれ。同じく古平町大字浜町71番地、梅野史朗、昭和36年2月16日生まれ。同じく古平町大字浜町180番地、山口明生、昭和38年2月23日生まれ。

次に、学識経験者として、古平町大字浜町298番地、池田三千代、昭和23年6月26日生まれ。同じく古平町大字浜町60番地、田畑正、昭和28年6月8日生まれ。同じく古平町大字浜町363番地、大石奈穂子、昭和31年5月14日生まれ。同じく古平町大字浜町484番地、八戸幸治、昭和21年10月26日生まれ。同じく古平町大字浜町201番地3、吉野太朗、昭和36年1月18日生まれ。

任期につきましては、町議会議員につきましては令和元年5月1日から令和5年4月30日まで、学識経験者にありましては令和元年5月8日から令和5年5月7日までといたします。

参考としまして前任の委員及び任期を記載してございます。お目通し願います。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願いたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時45分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑、討論を省略することとし、差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略いたします。

これから同意第2号 古平町表彰審議委員会委員の選任についてを採決いたします。

お諮りします。本件について、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号 古平町表彰審議委員会委員の選任については、これに同意することに決しました。

ちょっと呼んでもらえますか。

暫時休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時49分

（3番 真貝政昭着席）

（5番 梅野史朗着席）

（7番 岩間修身着席）

（8番 山口明生着席）

（9番 工藤澄男着席）

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第16 議案第26号

○議長（堀 清君） 日程第16、議案第26号 平成31年度古平町火葬場建設工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第26号 平成31年度古平町火葬場建設工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決に付さなければならない契約を予定価格5,000万円以上の工事請負としているため、提案するものでございます。

議決をいただく内容としまして記載部分を読み上げさせていただきます。1、工事名、平成31年度古平町火葬場建設工事。2、契約の方法、指名競争入札による契約。3、契約金額、1億2,100

万円。4、契約の相手方、住所、古平郡古平町大字港町3番地、氏名、株式会社福津組代表取締役社長、福津隆範。

以上で提案理由の説明を申し上げさせていただきました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○1番（木村輔宏君） 関連で、別にこれに対しての問題ではないです。これこの福津さんの入札で契約するのは構わないのですけれども、これに関連した機械とかの部分ありましたよね。その部分についてはもちろん入札で、5,000万以下ですから、問題はないのですけれども、それはその中でも随意契約か何かをしたのですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 木村議員のご質問ですが、火葬炉のことだと思えますけれども、火葬炉につきましては随意契約で締結させていただいております。

○議長（堀 清君） そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第26号 平成31年度古平町火葬場建設工事請負契約の締結についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決することに決定しました。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時55分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（堀 清君） お諮りします。

ただいま広報編集常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査申請書が提出されました。

これを直ちに日程に追加し、議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、広報編集常任委員会からの閉会中の継続調査申出書と議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書を日程に追加することに決まりました。

◎追加日程第1 広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（堀 清君） 追加日程第1、広報編集常任委員会からの閉会中の継続調査申出書についてを議題にします。

広報編集常任委員長からの会議規則第74条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎追加日程第2 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（堀 清君） 追加日程第2、議会運営委員会からの閉会中の継続調査申出書についてを議題にします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りしました申し出のとおり、本会議の会期日程等の議会運営に関する事項並びに議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（堀 清君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和元年第2回古平町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前11時58分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

臨時議長

議長

署名議員

署名議員